

第七章 戰後經濟破綻時代に於ける本邦條約交渉

一一七四

毛 編 織 物	九九二	一、〇四〇	三三
書 籍 及 雜 誌		一、一三三	五
鐵 鐵 (塊 及 錠)		四〇九八	(鑛及金屬類) 八五三
丸 角 及 平 形	六〇八九	五六三	二八、五八五
テ イ 形 類	三、七三一	四、二九八	一、九三一
ワ イ ャ ロ ッ ド	四、一四〇	一、九三	二、六四三
レ 板	七、五九〇	一、四二三	一、四二三
葉 鐵 及 葉 鐵 鐵 瓶	一、二三九	三七	三七
鐵 筒 及 管	六、一九七	四、三三五	四、三三五
アルミニユーム	三、一九八	六、三八八	一、四五〇
ニ ツ ケ ル	三、九三四	一、八〇五	八七四
絕 緣 電 線	三、九三四	一、三九五	一、三九五
瓦 斯 及 石 油 機 關	三五九	二〇二	四〇
發 電 機 及 電 動 機	一、一六六	二、四一八	八二
金 屬 工 及 木 工 機 械	一、三九四	三五〇	二三〇
紡 織 用 機 械	二、一六六	九五〇	(金屬製品) 三一、四六四
機 械 類 (其 の 他)	二、一〇三六	九六〇	九六〇
機 械 部 分 品 (其 の 他)	四、三八四	八〇五五	八〇五五
肥 料 (其 の 他)	三、八二四	五三四	五三四
總 額	七、六五七	二、六八七	二六、〇六二
	六八、三九五 (外國產)	一、四三七	六、六三一
	一五七、一九八 (同 上)	四〇	三〇一
		一七六、三六三	一七六、三六三

第十二節 タイ國及回教諸國との通商交渉

第一款 概 説

本節に於てはタイ國並に土耳其、イラン、イラク、埃及及シリア、レバノン、パレスチナ等回教諸國との通商條約交渉に付其の概要を述べる。上記諸國は第一次歐洲大戰前何れも治外法權制度の下にあり、歐米諸外國との條約により領事裁判権及一般的關稅協定の束縛を受けて居たが、大戰後に於て漸次其の束縛より脱するに至つたものである。尤も右の中埃及「イラク」はシリア、レバノン、パレスチナ、トランシスデヨルダニア、サウドアラビア及イエイメン等と共に歐洲大戰前舊土耳古帝國の宗主權又は統治權の下にありしが、土耳其敗戦の結果講和條約の規定により「イラク」はA式委任統治地域に、「シリア」「レバノン」「パレスチナ」及「トランシスデヨルダニア」はB式委任統治地域に編入さるゝこととなり、更に「イラク」は昭和七年十月三日以來獨立國として國際聯盟の一員となることを許されたのである。斯くて是等諸國は大戰後漸次國權を回復するに至りたるも、右完全なる回復は漸進的なりしが故に、自然大戰後に於ても諸外國との貿易に對し大戰前同様の通商自由主義を採用した。從て是等地域に對する本邦よりの輸出貿易の進展は一般歐米諸外國と異り目覺ましきものがあつた。是等諸國は大戰前と異り其の經濟開發を一般諸外國に解放し、又比較的寛大なる通商政策を採用せし爲め大戰後昭和四年世界不況後に於ても其の貿易は比較的良好であつた。又昭和四年、不況後海外よりの投資の減少と共に其の貿易關係は輸入超過激少となり、最後に第二次歐洲大戰の影響を受け輸出超過に轉換した。即ち是等諸國の輸出入額は大戰前に於て七億三千八百萬弗に上り、世界總貿易額に對し一・九五%に相當したが、昭和四年には十二億七千二百萬弗(世界總貿易額に對する比率一・八

五%)に増進し世界不況期後の昭和八年には同上額は四億九千九百萬弗に減少したるも、同上比率は二・〇六%に上進し、昭和十二年には再び七億五百萬弗と回復し、其の比率は二・三%を占むるに至つた。又大戰前には六千七百萬弗、昭和四年には七千百萬弗入超を示したもののが、昭和八年には右入超額は僅に二百萬弗となり、昭和十四年には却て千萬弗の出超を示すに至つた。(昭和十二年には入超四百萬弗)

第百表 タイ國及同教諸國貿易推移表

備考

一 本表は國際聯盟統計より作成、各國共第一欄輸出入總額、第二欄輸出入差額、第三欄は世界總貿易額に對する比率とし、單位は米舊金百萬弗とす。

二 「イラン」は純輸出入額、其の他の諸國は純輸入額とす。

國別	一九一三年	一九二九年	一九三三年	一九三七年	一九三九年
タ　イ　國	(出超) 一七三・〇〇 ○・二〇%	(出超) 一八〇・〇〇 ○・二六%	(出超) 五四・三 ○・一三%	(出超) 七四・二 ○・一三%	(出超) 七七・二 ○・一三・〇
イ　ラ　ン	(入超) 一〇一・〇〇 ○・二七%	(出超) 二〇五・七 ○・三〇%	(出超) 三一・三 ○・三一%	(出超) 四四・二 ○・四六%	(出超) 一六・八 ○・四六・八
イ　ラ　ク	(入超) 一七三・〇〇 ○・六五%	(入超) 一六・〇〇 ○・八%	(入超) 二九・九 ○・二二・三	(入超) 四四・二 ○・一四%	(入超) 三七・五 ○・一六・三
土　耳　古	(入超) 一七三・〇〇 ○・六五・〇〇	(入超) 一九九・八〇 ○・二九・%	(出超) 七七・七 ○・三三・%	(入超) 一一八・二 ○・三七・%	(出超) 一三・六 ○・四〇
及	(出超) 二九一・〇〇 ○・七五・〇〇	(入超) 五一・九・五 ○・七六・九	(出超) 一八三・六 ○・七六・三	(出超) 一二五・九 ○・七一・九	(入超) 七五・七 ○・一七・三
シリア及レバノン	(入超) 三〇〇・七 ○・一〇%	(入超) 二二・六 ○・一四%	(入超) 三七・〇〇 ○・一一・%	(入超) 一三・〇〇 ○・一三・八	(入超) 三三・四 ○・一三・八
バレス　タ　イ　ン	(入超) 二七・四 ○・〇六・%	(入超) 二七・〇 ○・一八・%	(入超) 六三・四 ○・二一〇・%	(入超) 二九・四 ○・二一〇・%	(入超) 五三・三 ○・二一・二
通　計	(入超) 七三八・〇〇 一・九五%	(入超) 一・二・七二・三 一・八・五・%	(入超) 四九八・六 二・〇・六・%	(入超) 七〇五・一 二・三・三・%	(入超) 六〇五・五 一・〇・三

元來是等諸國に對し本邦は一般條約締結方針として本國民、貨物、船舶の保護上一般歐米列國と全然均等の權利を有すべき保障を得るに非ざれば通商條約を締結せずとした。然るに是等諸國は本邦に對し更に新たに國權の行使に束縛を受くる何等の條約をも締結することを拒んだ。自然是等諸國と本邦との間の通商條約の締結は困難となり、是等諸國が他の歐米諸國との間に對等條約を締結するの期迄遷延せらるゝの餘儀なきに至つた。併し是等諸國に於ては一般歐米諸國と異り右條約の有無に拘らず一般輸入貨物に對し低率なる單一協定税を適用し、又歐米諸國との條約により輸出入の禁止制限をなし得ざることとなり居たるが故に、大戰後是等通商自由地域に對する本邦產品の進出は目覺ましきものがあつた。即ち本邦より是等諸國に對する輸出總額は歐洲大戰前に於て僅に三百萬圓に過ぎざりしものが、昭和四年には三千九百萬圓、昭和八年には七千七百萬圓、昭和十二年には一億三千五百萬圓、又昭和十四年には一億六百萬圓に増進した。蓋し品質強靱にして價格低廉なる本邦綿布は是等地域に於ける一般國民の需要に恰當せるに付是等地域に對する其の輸出總額は昭和四年に於ける一億三千七百萬圓が、昭和八年の不況期にも二億五千二百萬圓に増進せるが如き事情あるが爲めである。斯くて是等諸國に對する本邦輸出總額は大戰前に於て本邦總輸出額に對し〇・五%のものが、昭和四年には二・八%、昭和八年には四・一%、更に昭和十二年には四・二%に躍進した。之に反し是等諸國よりの輸入は其の生産物品質が本邦工業原料品として適せざりし爲め甚だ振はざりしが、昭和八年世

界不況期後は等諸國に對しても求償主義を採用するを餘儀なくせられ、漸次其の額を増加するに至つた。即ち是等諸國より本邦への輸入總額は大正二年には一千三百萬圓、昭和四年四千五百萬圓なりしが、昭和八年には四千萬圓に幾分減少せるも、昭和十二年には一億四百萬圓に、昭和十四年には七千萬圓に激増した。從て是等諸國よりの輸入總額は大正二年に於て本邦總輸入額に對し一・八%に過ぎざりしが、昭和四年には二・〇%，昭和八年には二・一%に、又昭和十二年に於ては二・八%に増進した。即ち其の本邦への輸入總額の増進は輸出總額の躍進に追従せず、從て本邦とは是等諸國との貿易關係は大正二年に於ては一千萬圓の輸入超過なりしが、昭和四年に於ては右入超額は六百萬圓に減じ、昭和八年以後は出超に轉換し同年に於ける出超額三千六百萬圓に及んだが、昭和十二年後には上記の通り本邦は是等諸國に對しても互惠的求償主義を採用せざるべからざるに至りしと是等諸國殊に埃及及土耳其に於て土産紡績業及一般手工業の保護を企圖するに至りたるが爲め自然本邦產品の輸入が漸次壓迫を蒙るに至りし爲め其の輸出超過額は昭和十二年に於て三千百萬圓、昭和十四年に於て三千五百萬圓に減少した。

第一百一表 日本とタイ國及回教諸國間貿易推移表

備考

一 本表は本邦貿易統計より作成す。単位は百萬圓とす。

二 國名下第一欄は本邦よりの輸出額、第二欄は本邦への輸入額、第三欄は本邦よりの綿布輸出額、其の左側括弧内は數量とす。(通計欄左側括弧内は本邦總額に對する比率とす)本邦統計により金額

單位は百萬圓、數量單位百萬碼とす。

國別	大正二年		昭和四年		昭和八年		昭和一二年		昭和一四年	
	一・三	五・八	一〇・六	二〇・八	一八・一	二二・三	四九・四	二六・〇	一三・六	一六・一
泰 國	(一九・二)	(三一・七)	(三一・〇)	(三一・〇)	(一九・〇)	(一九・〇)	(一九・四)	(一九・四)	(一九・三)	(一九・三)
伊 蘭 及 埃	一・一									
土 耳 古	一・一									
及 シリア及レバノン	一・一									
バ レ ス タ イ ン	一・一									
通 計	(一・二・九%)									

バ レ ス タ イ ン	(一・二・九%)									
通 計	(一・二・九%)									
シ リ ア 及 レ バ ノ ン	(一・二・九%)									
エ 及 シ リ ア 及 レ バ ノ ン	(一・二・九%)									
泰 國	(一・二・九%)									
伊 蘭 及 埃	(一・二・九%)									
土 耳 古	(一・二・九%)									
及 シ リ ア 及 レ バ ノ ン	(一・二・九%)									
バ レ ス タ イ ン	(一・二・九%)									
通 計	(一・二・九%)									

(一三七・二)
(七・七%) (一一五・一)
(一・一%) (一一五・九)
(一・五%) (三七八・四)

第二款 タイ國との通商條約交渉

タイ國は面積五一八、一六二平方糸にして本邦の七七%に該當するも、人口は歐洲大戰前の大正二年に於ては八、四千人、昭和四年に於て一一、五〇六千人、又昭和十三年十二月末日推定に於て一四、九〇〇千人である。從て一平方糸當り人口は最近年度に於て約二十九人にして臺灣の三十六人に比し一層稀薄である。米及チーク材を主產物とする農林國であり、住民はタイ人種に屬するもの約九割以上を占むるも、他に支那人四十四萬五千人、印度人及馬來人三十八萬人等の異民族をも包容し、右の中支那人は所謂華僑として商工業上に實權を有して居る。タイ國は大戰前政治的には英佛間の緩衝地帶として其の獨立を維持して來たが、經濟的には英國の勢力下にあつた。從て大戰前タイ國に於て英國及其の領土の占むる貿易上の比率は輸出に付七八・〇%、輸入に付六四・九%の多きを占めた。昭和三年四月以來金本位制を採用し、其の本位貨幣たる「ペーツ」又は「チカル」(含有純金重〇・六五五「グラム」に相當す)は英磅に「リンク」(一磅は十一「ペーツ」)せしめ、其の兌換券發行準備金は全部倫敦英蘭銀行に預入して居た。尤も歐洲大戰後に於て漸次國權回復に成功し、英國のタイに於て有する經濟的主動地位は下降し、殊に昭和六年英國の金本位停止後「ペーツ」は一時米國弗に「リンク」して居たが、間もなくタイも昭和七年五月以降金本位を離脱し、再び其の對外價値を十一「ペーツ」の割合にて磅に「リンク」し、太平洋戰爭を迎ふることとなつた。

タイ國は大正九年年末米國との間に通商航海條約を改正し、領事裁判權の撤廢及關稅自主權の回復に成功したるのを手始めに續いて大正十三年乃至昭和二年の間に於て日、佛、蘭、西、葡、瑞典、白耳義、英國、伊太利等諸治外法權國との間の條約改正を完了した。尤も是等の諸改正條約には領事裁判權の撤廢の條件として移審權に關する規定を存

し、又昭和元年の英暹條約第十條には綿製品、鐵鋼類及機械類に對し從價五分の協定稅率を掲げ、昭和二年の伊暹條約に於ては綿製品に對し從價六分、帽子、自動車、「コンデンス・ミルク」に對し從價一割、葡萄酒及「ヴァエルモット」に對し從價一割二分の協定稅率が存在して居た。依てタイ國政府は是等兩條約の期限到来を機とし、爾後昭和十一年十一月に至り二十四に上る諸通商航海條約に對し廢棄を通告した後各國との間に相互對等の基礎の下に完全なる通商航海條約の締結に成功した。

之より先同政府は昭和二年三月十六日始めて國定關稅定率法を公布し、酒類、油類、燐寸、砂糖、葡萄酒、煙草、自動車等に對し高率なる收入關稅を定め、其の他の物品に對しては大體に於て五分の從價率又は之を基礎とする從量稅を定め、次いで昭和五年一月末國庫の增收を計る目的を以て酒類、薰香類、絹織物に對する稅率を引上げ、一般物品に對する稅率は從價五分より之を一割五分に引上げた。更に上記昭和十一年の條約改正を機とし財政收入と國內產業保護の目的を以て關稅率を引上げ、一般輸入品に對しては一率從價二割の關稅を課することとした。尙タイ國に於ては治外法權時代より收入の目的として米、護謨類等十品目に對し少額の從量輸出稅を課して居る。

上記の如くタイ國は原始產業國なるが故に、主要輸出品は米、錫鑛、護謨及チーク材を眼目とし、是等產品の輸出額は昭和四年度に於て一億七千六百萬「ペーツ」、即ち總輸出額の八割五分の多きを占めて居る。世界不況期後の昭和十二年度に於ては是等四品全體の輸出總額は一億四千五百萬「ペーツ」即ち總輸出額に對し九割に相當し、其の重要性に付て大なる變化なきも、右の内米の輸出價額は一億三千九百萬「ペーツ」より七千五百萬「ペーツ」に減じ、之に反し錫鑛は二千八百萬「ペーツ」より三千八百萬「ペーツ」に、又護謨は百萬「ペーツ」より二千三百萬「ペーツ」に増加した。尤も此の間輸出數量に付ては米は千八百九十万「チカル」より千八百四十萬「チカル」に、「チーク」材は七千四百萬噸(五十立方尺)より六千七百萬噸に減少したるに過ぎない。斯くタイの輸出貿易は上記米、錫、

護謨、チーク四品に依存すると云ふも差支なきに付是等四品の購入先たる新嘉坡、印度、蘭印、香港、支那及日本がタイ國の重要な輸出先國を形成して居る。而して是等重要輸出先國の地位は大戰前後により大なる差異がない。即ち本國及其の植民地に對する輸出總額は大戰前七八〇%を占めたるものが、昭和四年度には七九・〇%に、又昭和十二年度には七六・〇%の多きに達して居る。尤も英國領地たる香港及新嘉坡への輸出は他に轉送せらるゝもの多きに付之を除外し、英本國、濠洲及印度に對する輸出總額に付て見るときは大戰前に於て六・七%なりしものが、昭和四年度に於て二・〇%、昭和十二年度に於て六・七%を占むるに過ぎない。

海外諸國よりタイ國に對する輸入は綿織物、石油、金屬製品、諸雜貨等の製造工業品に屬し、列國間の競争最も激烈を極むるところのものである。而し上記の通り久しく低率なる單一協定税率の下にありしが故に、世界不況期後に於ては日本、米國等新興國產品の進出最も甚しきものがあつた。之が爲め大英帝國のタイ國に於て占むる輸入貿易上の比率は大戰前に於て六四・九%、昭和四年度には六七%なりしものが、昭和七年度には五六%、又昭和十二年度には四九%に激減した。英本國のみに付云ふときは大戰前の大正二年度に於て二一・五%なりしものが、昭和四年度には一六・五%に、昭和六年度には一二・九%に、又昭和十二年度には一二・二%に漸減することとなつた。之に反し日本占むる輸入貿易上の比率は大戰前〇・五%に止りしものが、昭和四年には八・一%、昭和六年には一七・七%、昭和十二年には一九・八%（昭和十一年は二五・七%）に、又米國は大戰前〇・一%なりしものが、昭和四年には四・〇%、昭和十二年には五・〇%に増加した。尙獨逸は大戰前六・四%、昭和四年には五・六%なりしものが、昭和十二年には六・二%となつた。

本邦は大正十三年三月十日の改正通商航海條約によりタイ國に於て一切の事項に關する無條件最惠國待遇と裁判權の行使に付移審權を留保し、明治三十一年の日暹條約に於て有したる領事裁判權を撤廢することとなつた。右改正條

約の下に本邦產品は暹羅が昭和元年及同二年の英伊との改正條約に基き許與したる低率なる協定税率に均霑し、列國中最も其の輸出貿易を發展せしむるを得た。之が爲め歐洲大戰前に於て百萬圓に過ぎざりしタイ國への輸出額は昭和四年に於て一千百萬圓に激増し、更に世界不況期後の大戰十二年には四千九百萬圓の多きに及んだ。之れ上記の通り本邦の各種工業製產品殊に綿布のタイ國に對する輸出が昭和七、八年の世界不況襲來後激増するに至つた爲めである。（タイ國に對する本邦綿布輸出高は昭和四年千九百萬碼より昭和八年の三千百萬碼、昭和十二年の七千百萬碼に累増した。第百一表参照）然るにタイ國より本邦への輸入は昭和四年に於て二千百萬圓なりしものが、昭和八年には千二百萬圓、昭和十二年には千四百萬圓、而して昭和十四年には僅に六百萬圓となつた。其の理由は昭和八年日印會商を機會として從來本邦米穀法の適用上佛印及蘭印よりの米穀の輸入を禁止制限し、タイ及加州より輸入の米穀に對しては何等の禁止制限を行はざりしを改め爾後は暹羅米に對しても等しく禁止制限を適用することとなりしが爲めである。尤も右タイ國の如き本邦產品に對し自由市場を提供せる國の產米に對し、佛印等本邦產品に對し不公正なる差別待遇をなす國の產物と同一の待遇をなすことは面白からざるに付昭和八年以後も飴の原料たる碎米及朝鮮に於ける需要米等に對し種々手心を加へ之が輸入に特許を與ふるの方針を採用せるも、昭和十三年後は本邦内地產米の需給上之にすら寛大なる取扱ひをなすを得ず、其の結果タイ國より本邦への輸入額は激減するに至りしものである。之が爲め彼我貿易關係は昭和四年に於て一千萬圓の輸入超過なりしものが、上記本邦に於けるタイ米の輸入制限後常に本邦側よりせる輸出超過となり、其の額は昭和八年に於て六百萬圓、又昭和十二年に於て三千六百萬圓の多きに及んだ。而して右タイ國側の本邦側に對する借方はタイ國の英帝國領土に對する米、チーク材等の輸出により決済せらるゝこととなつた。即ち昭和十一年度のタイ國統計に於て日本への輸出額五百萬「ペーツ」、日本よりの輸入額二千八百萬「ペーツ」差引一千三百萬「ペーツ」の輸入超過なりしに對しタイ國は英帝國全體への輸出總額一億四千二百萬「ペー

「、輸入總額五千九百萬「ペーツ」、差引輸出超過額八千三百萬「ペーツ」なりとす。

上記貿易情勢の下に本邦はタイ國に對しては政治上出來得る丈け好意を表せざるべからざるが故に、上記昭和十一年十一月六日付を以てタイ國より大正十三年締結の日暹條約に對し廢棄の通告をなし、完全なる對等條約の締結を提議せるに對し欣然之に同意し、在盤谷村井（倉松）公使に訓令し、タイ國よりの提案を基礎とし、條約改正の交渉を行はしめたるが迅速に右交渉は纏り、昭和十二年十二月八日盤谷に於て村井公使と外務大臣「ウワン・プラチット・マヌータン」との間に友好通商航海條約調印せられ、其後昭和十三年三月七日盤谷にて批准交換、昭和十三年三月九日より之が實施を見るに至つた。同條約は三十條より成つて居るが、大正十三年の日暹條約と異なる要旨は次の如くである。即ち第一條に於て日本國と暹羅國との間には永久の平和及無窮の友好關係を保持すと規定し、第二條は明治十四年の日英條約第一條に準據せるも、第一項第二號中より不動產に關する規定を削除し、之に代へ其の第九號として不動產の所有に關しては單に相互條件の下に最惠國待遇を有すべきを規定した。第八條に於ては貨物輸出入に關し全體的の自由を規定すると共に其の條例として(1)公安衛生、(2)兵器及軍需品並に非常の場合に關するとき、(3)動植物の保護及檢疫の必要、(4)專賣、(5)國內生產物に對すると同様の禁止制限を行ふときと規定した。第九條に於ては貨物の通過に付ても前條同様一般的例外規定を設け、第十七條に於ては會社の互認及其の權利、能力に關しては最惠國待遇を附與すべきこと、但し會社の不動產の所有に關する最惠國待遇に付ては第一條第九號に準じ相互條件付たるべきことを規定し、第二十一條に於ては船舶の救助救援に關しては内國待遇を受くべきこと、尤も遭難地の内國官憲は遲滞なく之を船舶所屬國の領事官へ通知すべきを規定し、第二十二條に於ては軍艦の入港に關し最惠國待遇を、第二十三條に於ては定期郵便船の特權に關する最惠國待遇を、第二十四條に於ては脱船者の回収を規定し、第二十五條に於ては領事館の特權に關し相互條件付最惠國待遇を、第二十六條に於ては死亡者の財産管理に關し、第二十七條に於て

は沿岸貿易に關する最惠國待遇を規定し、更に第二十八條に於ては最惠國待遇の一般的除外例として(1)接壤國との國境貿易、(2)關稅同盟、(3)二重課稅、(4)海より航行し得ざる航行水路に關し接壤國に對し供與せる利益、(5)内國民漁業及締約國に近接せる領水内の漁產物に附與せらるゝところの特惠を規定し、第二十九條に於ては管治地域に對し本條約を適用すべきことを、第三十條に於ては本條約の有效期限を五ヶ年とし、其後は一ヶ年の豫告を以て廢棄を通告し得べきことを規定した。尙附屬議定書に於ては(1)歸化、移民及公の秩序に關する事項に付ては當該國法の規定に準據すべきものなること、(2)内國漁業に付ては當該國の國法に準據すべきこと、但し最惠國待遇を附與せざるべからざること、(3)本條約第二條に關する一切の事項に關しては最惠國待遇を有すべきこと、(4)輸出入割當に關しては他方締約國產貨物に對し公平なる割當を附與すべきこと、(5)一九二六年四月二十一日調印の「バルセロナ」國際條約に基き他方締約國產貨物に對しては通過稅を免除すべきこと、(6)火酒類に關する課稅に付ては第十一條所定の内國產待遇の除外例たるべきこと、(7)本邦に於て滿洲國生產物に附與する關稅待遇は最惠國待遇の除外例たるべきことを規定した。次に附屬交換公文に於て條約解釋上の疑義を避くる爲め本條約第二條第一項に規定せる國法遵由なる字句は所載各號に適用せらるべきこと、第十六條に於て兩締約國は他方國民に對し著作權及工業所有權の保護に關し相互に國民待遇を附與せんとするに對し、タイ國は既に著作權萬國同盟に參加し居ること並に工業所有權同盟には出來得る丈け速に加盟すべきも夫れ迄の間日本國民に對しては最惠國待遇をも附與すべきことを規定し、又本條約第三條に於て兩締約國民は他方領土に於て完全なる司法上の保護を受くべきを規定せるに對し、本條約實施と共に大正十三年日暹條約附屬議定書に基き日本國臣民又は其の保護民、法人、會社等が私權の保護に付有するところの移審權に關する規定は消滅すべきことを規定した。蓋し昭和十二年締結の日暹條約は完全なる對等の基礎の下に戰後日本通商政策の基調たりし通

商自由主義を具體化せる點に於て略々間然するところなきも、其の第二條末號に於て不動産所有權に付き單に相互條件による最惠國待遇を規定したるは小村條約改正以後の經驗に鑑み日本臣民の海外に對する經濟發展上不充分なるものと言はざるを得ない。即ち大正十三年日暹條約締結の際はタイ國は治外法權を拠棄せる外國民に對し國內に於ける鑛山權、森林伐採權、土地所有權等を許與し、日本國民も右改正條約實施後タイ國內に於て是等の權利を享有し得ることとなりたるが、其後タイ國に於ては戰後瀕漫するに至りたる經濟的國家主義に影響せられ、是等權利を一切外國人に拒否するに至り、但し既得の權利は之を尊重することゝした。其の結果實際問題として本邦國民は最早タイ國に於て經濟開發の便宜を有するを得ざる拘らず英國人等は所謂既得權尊重の下に依然タイ國に於て經濟利權を保有することゝなつた。之に反し本邦に於ては大正十四年の改正土地法の解釋上タイ國人に對しても土地所有權を享有せしめるが、唯、本邦人がタイ國に於て其の法律により之を有し得ざる事實に鑑み、必要ある場合には本條約の下にタイ國人に對し之を拒否し得べき自由を保留するのみとなつた。是等國內管轄權に關する事項を出來得る丈ヶ國權發動の範圍内に保留せんことは本邦に於て陸異、小林兩條約改正の際努めたるところなるも、右國權尊重に關する要望は大戰後本邦に於て主張するに至りし世界各地域の經濟的開放を骨子とする通商自由主義と扞格するに至つたのである。

第三款 土耳古との通商條約交渉

土耳古は第一次歐洲大戰前小亞細亞に於ける土耳古民族を中心として歐羅巴に於ては「マセドニア」の「ブルガリア」人及「マセドニア」人、「エピロス」の「アルバニア」人、「トラース」の希臘人居住區域及亞細亞に於ては「メソポタミヤ」、「シリア」、「レバノン」、「アラビア」半島一帶の「アラビア」人の居住區域を領有して「オットマン」帝國を形成し、總面積は三百萬六千平方糸に及び、其の領土の大なる點に於ては世界の大國第八位を占めたが、總人口は三千九百八十一萬人に過ぎなかつた。然るに大戰後の大正十二年七月の「ローザンヌ」平和條約による新土耳古共和國の領土は面積は僅に七十六萬八千平方糸、人口は一千七百十萬人（昭和十三年調査）に縮少するに至つた。併しながら新土耳古共和國に於ては「ケマル・パシャ」大統領の下に上記土耳古人の居住する小亞細亞と舊「コンスタンチノーブル」の背後地たる東「トラース」に勢力を集中し、其の首府も希臘人、アルメニア人、猶太人等歐化勢力の強力なる「コンスタンチノーブル」（「イスタンブル」と改む）を避け小亞細亞の中樞に位する「アンカラ」に移つた。且つ「ローザンヌ」條約に規定する所謂民族交換主義の下に小亞細亞一帶より希臘人等百餘萬人を國外に放逐し、民族、宗教の點に於て統一的國家を組織するを得た。

舊オットマン帝國に於ては一八六一年（文久元年）列國との間に締結せる條約に基き條約國民に對し治外法權の特權を與へ、又條約國產物に對し包括的に片務的關稅協定の利益を與へた。右協定稅率は輸入品に付一率從價八分とし、輸出稅は之を免除せるが、其後明治四十一年（一九〇七年）に至り收入增加の爲め條約各國の承認を得て輸入稅率を一率從價一割一分に引上げ、更に明治四十三年（一九一〇年）に至り之を從價一割五分に引上げんとせしも、其の承認を得なかつた。然るに第一次歐洲大戰を機として同國政府は大正五年（一九一六年）三月原則として從價二割を基礎とする從量稅制による新輸入稅法を制定し、同年九月一日より獨斷的に之を實施した。大戰後大正十二年（一九二三年）七月二十四日「ローザンヌ」に於て平和條約と同時に英、佛、伊、日、希臘、「ルーマニア」、「セルヴ・クロアート・スローベン」諸國との間に締結せる居住及裁判管轄に關する條約に於ては一定條件の下に治外法權を撤廃し、又同日締結せる通商條約に於ては特定物品のみに對し前記大正五年實施の土耳古國國定從量關稅率の据置を約することゝなつた。土耳古が「ローザンヌ」で調印せる兩條約は其の有效期限を五ヶ年としたるに付昭和三年には早くも滿期となつた。依て土耳古は右期間終了を機とし、昭和四年六月新關稅法及新關稅定率法を制定し、十月一日よ

り之を實施した。同定率表は從量稅制を採用し稅番數八六〇の多きに及べるが、大體に於て從價三割三分を基礎とした。而して右關稅率賦課の基礎となるべき通貨は一土耳古磅を佛貨一二法〇六二「リンク」せしめ（即ち舊米弗四八仙二一）約一英磅の十分の一に相當するものと定め、右基準の下に土貨平均爲替相場が二割以上の増減ありたる場合には三ヶ月毎に之に應じ稅率を増減することゝした。元來土耳古は一八四四年（弘化元年）以來金銀兩本位制を採用し、第一次歐洲大戰に及んだが、大戰中大正五年三月二十六日の貨幣統一法により金本位制を採用し、單位を「ピアストル」（金純分〇・〇六六一五一八瓦）と定め、百「ピアストル」を「リラ」即ち通稱土耳古磅と呼んだ。從て當時の一土耳古磅は十二分の十英磅に相當して居た勘定であつた。然るに大戰の結果土耳古磅は其の價値を暴落したるに付大正十一年十一月六日の法律により金の輸出を禁止し、昭和五年爲替管理を行ひ土貨を上記比率を以て土耳古磅を約一英磅の十分の一と定むるに至つたのである。而して其後昭和十一年九月佛貨が再び金本位を離脱せる後に於ては再び土貨の基準を英磅に改め土貨の一英貨磅に對する買値六三五「ピアストル」、賣値六三六「ピアストル」と定め、略々昭和五年當時の價値を維持することゝしたのである。

蓋し昭和四年世界恐慌後土耳古に於て主要生産物が煙草、羊毛等の農產物なるが爲め世界的一般農產物價格の暴落の結果蒙るところの經濟上の影響は工業國に比し一層甚しきものがあつた。右輸出の不振の爲め土耳古は益々強力なる輸入貨物の制限及外國爲替の管理を行ひ貿易求償主義と爲替清算主義とを骨子とする強力なる爲替統制を斷行するに至つた。即ち昭和六年十一月の輸入制限令を以て三百五十品目に對し輸入許可令を定め、次いで昭和七年五月には第五回目の土貨安定令を公布し、更に昭和十一年十二月二十日信用制限令を公布し嚴格なる求償主義の下に原則として特定の土耳古產品を輸出したるものに對し其の輸出金額の範圍内に於てのみ輸入許可權を附與することゝし、其の特徵は右土耳古產品の輸出により獲得せる輸入許可權は之を自由に他に轉賣し得るの點にあつた。「タカス」制度と稱

せらるゝものである。而して上記「タカス」制度の下に土耳古政府に於て特に輸出獎勵を企圖せる土耳古產物は「カボット」、バラ香油、モヘヤー羊毛、建築用材、枕木、煙草等であり、又是等の貨物を輸出したる場合には米、毛織物、紙類、綿絲、綿布、麻布、麻絲、麻織物、硝子及同製品、鐵及同製品に限り之が輸入權を獲得し得べき仕組であった。其の結果右「タカス」制度による輸入權は多額の「プレミアム」を以て賣買せらるゝことゝなつた。然るに土耳古に貨物を輸入するものは右輸入權獲得の爲め支拂ひたる「プレミアム」を輸入品價格中に包含せしむるに至りたるに付土耳古の輸入品價格は非常に暴騰を來した。斯かる弊害ありし爲め昭和十三年二月限り土耳古政府は「タカス」制度による輸入權を綿布の輸入に利用することを禁止し、更に同年十月限り同制度を撤廃した。爾後土耳古は其の輸入に對し國別に厳格なる一對一の求償主義によることゝした。

土耳古は海外へ輸出し得べき生産物として小亞細亞の黒海沿岸の「サムソン」を中心とする一帶及東「トラース」に於て產するところの有名なる所謂土耳古煙草を以て最も主要なるものとし其の他輸出品として棉花、オリーブ油、ハーゼル・ナツツ、羊毛、壠、乾葡萄、乾果等を數ふるに過ぎない。土耳古總輸出入額は上記領土、人口縮少の結果大戰前大正二年の二億七千三百萬舊米金弗に對し、大戰後の昭和四年に於て一億九千九百萬舊米金弗、昭和八年に於て七千七百萬舊米金弗、又昭和十二年に於て一億千八百萬舊米金弗に減少した。又其の貿易關係に於て常に輸入超過を示し、其の額は大戰前八千五百萬舊米金弗、昭和四年五千萬舊米金弗なりしものが、世界不況期の昭和八年には僅に一千萬弗、又昭和十二年には一千百萬弗に過ぎざることゝなつた。上記入超額は大體に於て歐米よりの外資の輸入額と見るべく、從て昭和四年世界恐慌後夫れ丈け土耳古に對する外國企業の縮少を示すものと言へる。領土、人口の減少の結果として新土耳古の世界貿易總額に對する比率も大戰前に於て〇・六五%なりしものが、昭和四年には〇・二九%に激減し、昭和八年及昭和十二年に於ては幾分回復したるも尙〇・三二%又は〇・三七%に過ぎない。

上記の如く煙草は土耳其に於て輸出品として壓倒的地位を有するものなるが、其の生産額は昭和十二年に於て六萬四千噸にして、内輸出額は三千九百萬噸、價格は四千三百八十九萬五千土耳其磅（三千五百萬米弗）に上つた。尤も其の產額に於ては米國の四十分の一に止り、又希臘、比律賓及瓜哇よりも少額であり、又其の輸出額に於ても米國の五分の一に止り、又希臘の約半額に過ぎず、瓜哇よりも僅少である。併し土耳其煙草は其の品質に於て希臘及ブルガリア產品と拮抗するのであるが、大戰の結果世界最良の煙草を産する「トラース」地方は希臘、ブルガリア及土耳其の間に分割せられたる爲め從來の如く土耳其より優良煙草を多量に産出し得ざることとなつた。蓋し「トラース」地方は氣候乾燥なる上特殊の土質なるに付形短小にして恰も小判に似たる香氣高き最優良煙草葉を産出し、其の產出量は世界的に見て僅少なるも價格に於ては到底列國產に追従を許さざるのである。是等「トラース」產世界最上等の煙草は米國に輸出せられ、土耳其產煙草の大部分は埃及及獨逸に輸出せらる。左に参考の爲め世界各國に於ける煙草生産額及輸出額を示さん。

第一百二表 世界煙草產出及輸出額表

備考

一 本表は國際聯盟統計及米國商務省統計より作成す。

二 一九三三年統計欄中「ブラジル」、ヘンガリー、及ソ聯分は一九三〇—一九三四年平均とす。

世界全額	一九二九年 〔一千九百三十一年度〕	一九三〇年 〔一千九百零一年度〕	一九三一年 〔一千九百零二年度〕	一九三二年 〔一千九百零三年度〕	一九三三年 〔一千九百零四年度〕
米國	三七六〇	(一九三〇年)	六九七三	四六三八	(一九三一年)
（%）	(三三・七) 〔三七・〇〕				
ブラジル	五〇〇	二五三〇	一八六一	一九三〇	一九三一
印度	六六〇〇	八八二	九八二	七九三	三六〇
土耳其	七三〇	三六〇	三九〇	三九〇	三九〇
希臘	二〇四〇	六一〇	六一九	六一九	六一九
法律	六六〇〇	八二八	七四〇	七四五	七四五
英國	二九〇〇	七八〇	七五七	五四〇	五四〇
日本	一三〇	六一八	六二七	六三九	六三九
中國	三四〇	二三〇	二三〇	一四〇	一四〇
印度	二七〇	三一	二一〇	一二〇	一二〇
土耳其	八〇	(四九・〇) 〔封度〕	二一〇	一九三	一九三
希臘	(三三・八) 〔封度〕	(一七・四)	(七五・〇) 〔封度〕	六九三	六九三
土耳其	一〇〇	三五〇	三一〇	一一一〇	一一一〇
ブルガリア					

煙草に次ぐ主要輸出品は羊毛にして昭和十二年に於ける輸出額は數量三千七百萬封度、價格千三百萬土耳其磅（九百萬米弗）、内千六百萬封度は品質剛健なる「モヘア」種であり「カーベット」材料として主として獨逸、伊太利に輸出せらる。「ベーゼル・ナツツ」は同年に於ける輸出額千百萬土耳其磅に達し、「タンニン」材料として歐洲各國へ輸出せらる。其の他同年に於て五百萬土耳其磅以上の輸出額を有せるものは小麥、大麥其の他の穀類、乾葡萄、及棉花である。土耳其產物的主要輸出先國は獨逸（昭和十二年に於ける總輸出額に占むる比率三六・五%）及米國（同上比率一三・九%）とし、之に次ぐものは英國（同上比率七・一%）、伊太利（同上比率五・三%）、白耳義（同上比率四・八%）、ソ聯（同上比率四・七%）である。

土耳其に於ては未だ製造工業發達せざる爲め其の主要輸入品は鐵鋼類（昭和十二年に於ける輸入數量十六萬四千噸、價額千八百萬土耳其磅）、綿製品（同年に於ける輸入數量二千七百萬封度、價額千七百萬土耳其磅）、綿織絲（同上價額五百萬土耳其磅）、機械類（同上價額千五百萬土耳其磅）である。土耳其の輸入貿易對手國も獨逸及米國を主とし、前者は昭和十二年に於て總輸入額中の四二・一%を、後者は一五・一%を占め、之に次ぐものは英國（同上比率六・二%）、ソ聯（同上比率六・二%）、伊太利（同上比率五・三%）である。日本より土耳其への輸入額五百萬土耳其磅に上りしことありしも、求償貿易勵行の結果激減し、昭和十二年に於ける輸入額は僅に九十四萬土耳其磅即ち總輸入額の〇・八%に過ぎない。同年に於ける土耳其より日本への輸出額も僅に七十七萬土耳其磅と同一の地位の下に土耳其との間に外交關係に入り、土耳其との間に大使を交換するに至ったが、昭和二年には小幡（酉吉）大使の赴任を見たる後其の努力の下に本邦朝野官民は齊しく一層土耳其其の他の近東諸國との貿易關係の増進に注目するに至り、昭和四年六月には政府補助金の下に近東航路の開設を見るに至つた。爾後日本土耳其間貿易は世界不況の時代に於て却て俄に盛大に赴き、昭和四年に於て本邦より土耳其への輸出額二百五十五萬圓、本邦への土耳其よりの輸入額二十萬圓なりしが、昭和七年に於ては土耳其への輸出額五百九十六萬圓、土耳其よりの輸入額十四萬圓となつた。即ち同年に於ては本邦よりの輸出超過額五百八十三萬圓の多きに上つたのである。然るに土耳其に於ては上記の通り厳格なる求償主義を勵行するに至りし爲め本邦關係貿易業者の團體は種々の考策を講じ、或は「タカス」制度の下に綿布等の輸入權を米國等より獲得し、本邦綿布に対する割當制限外を認めしめ、又土耳其政府に於て一對一の嚴格なる求償主義を採用せる後は土耳其より棉花、羊毛等の輸入は事實不可能となりしに付本邦側に於ては止むを得ず、據、阿片等を土耳其より輸入し、右により本邦品輸入の求償權を獲得せるも、是等貨物供給力にも限度あり、自然昭和十二年には彼我輸出入額共に二百八十萬圓、昭和十三年には土耳其への輸出額二百七十萬圓、土耳其よりの輸入額三百七十萬圓となり、更に昭和十四年には同輸出額は九十萬圓、同輸入額は二百萬圓に過ぎざることとなつた。

た。

大正十二年七月「ローザンヌ」に於て調印せられたる日土通商航海條約及居住條約が昭和五年に於て失效するに續に努むることとした。之が爲め昭和十一年には本邦より土耳其への輸出額四百三十萬圓に對し土耳其よりの輸入額四百五十萬圓となり、彼我貿易額は略々均衡を見るに至つたが、其後獨逸等が土耳其との間に清算制度の下に廣汎なる求償主義を採用せる後は土耳其より本邦への棉花、羊毛等の輸入は事實不可能となりしに付本邦側に於ては止むを得ず、據、阿片等を土耳其より輸入し、右により本邦品輸入の求償權を獲得せるも、是等貨物供給力にも限度あり、自然昭和十二年には彼我輸出入額共に二百八十萬圓、昭和十三年には土耳其への輸出額二百七十萬圓、土耳其よりの輸入額三百七十萬圓となり、更に昭和十四年には同輸出額は九十萬圓、同輸入額は二百萬圓に過ぎざることとなつた。

大正十二年七月「ローザンヌ」に於て調印せられたる日土通商航海條約及居住條約が昭和五年に於て失效するに付、之に備ふる爲め不取敢昭和四年七月三十一日「アンカラ」に於て通商に關し最惠國待遇の交換を約せる公文の交換行はれたるが、更に昭和五年十月十一日本邦は土耳其との間に完全なる對等の基礎の下に二瓶（兵二）代理公使と土耳其前大臣ゼカイ・ペイ及外務次官メネメンリ・スマンベイ外一名との間に「アンカラ」に於て通商航海條約が調印せられた。同條約の内容は略々本邦側に於て希望するが如き通商自由主義に基き其の内容を列記すれば第一條に於て締約國生産物は其の他方へ輸入又は輸出に當り關稅、附加稅及增加係數等一切の課稅に付最惠國待遇を有すべきこと、第二條に於ては兩締約國生産物は輸出入の禁止制限に關し最惠國待遇を有すべしこと、第三條に於て通過の自由を有し、又通過に對しては統計稅の外何等の課稅を爲さざるべきこと、第四條に於て最惠國待遇を享有せんとする貨物は原產地證明書の提出を必要とすること、又右原產地證明書は兩締約國當該官憲及公認の商業團體に於て發給し得ること、第五條に於て内國稅に關し兩締約國產物は内國產物又は最惠國待遇貨物同様の待遇を有すべきこと、第六條に於て見本取集人の携帶する見本品は無稅輸入を許可せらるべきこと、第七條に於て締約國の領事官は其の任置及特權に

關し最惠國待遇を有すべきこと、第八條に於て死亡者の財産管理に關し締約國領事官は特權を有すること、第九條に於て締約國領事官は自國脱船人の引渡しを請求し得ること、第十條に於て貨物の積卸及入港に關し條約國船舶は内國船待遇を有すること、第十一條に於て難波船の救助に付ても同様なるべきこと、第十二條に於て船籍は互認すること、第十三條に於て締結國船舶は沿岸貿易の留保に拘らず仲繼港に於て積載貨物の一部の陸揚げをなし得べきこと、第十四條に於て(1)沿岸貿易、(2)接壤國よりの通過貨物に對する國境關稅、(3)關稅同盟、(4)内國民漁業及之に準ずるもの、(5)領水内漁業、(6)土耳其と大正十二年の「ロザム」條約より「オットマン」帝國より分離したる地域との間の關稅其の他に關する特惠協定、(7)内國船に對する獎勵金、(8)マルモラ海に於ける海事作業及水先案内に關する事項は本條約規定の適用外とすること、第十五條に於て第七條、第八條、第十四條所載事項以外の通商航海に關する一切の事項に付ては無條件最惠國待遇を有すべきこと、第十六條に於て本條約は兩締約國の管治する地域に之を適用すべきことを規定し、第十七條に於ては批准及有效期限に關する規定を設けた。次に本條約附屬議定書に於ては(1)不當廉賣に關する國內法規は本條約の規定に拘らず何等の影響を及ぼさざるものなること。(2)第十條に關し土耳其の沿岸航路に關する燈臺稅の引上げは内國船待遇の除外例たるべきことを規定し、最後に本條約實施と同時に昭和四年七月三十一日「アンカラ」に於て調印せられたる通商暫定取極は其の效力を失ふことを規定した。然るに本通商航海條約に對しては其後に於ける土耳其經濟界の破綻に鑑み土耳其政府に於ては本條約に於て規定する通り貨物の輸入に關する禁止制限に對し最惠國待遇を保障することを得ざるに付本條約に對し適當なる修正を加ふるに非ざれば批准を行ふ能はずと提議した。依て日本國政府に於て在土武者小路(公共)大使に訓令し、外務大臣「ドクトル・テヴァキフィックリ・ユヌヌ・ベイ」との間に昭和九年三月二十日「アンカラ」に於て公文交換を行はしめ、本條約第二條に關し現行の經濟的危機に基く例外的事情に鑑み通商事項に關し有條件又は無條件の意義に於ける最惠國待遇に拘らず或種の商品の輸入に對し適用せらるべき制限禁止に付日本政府は反対せざるべきこと、及第十七條に於て有效期限は三ヶ年とあるを一ヶ年とすべきことを約したる後半うじて本條約は昭和九年三月二十日批准交換同年四月十九日より實施に至つた。

然るに上記土耳其に於ける制限的貿易政策採用の結果別に兩國間に求償協定を調印するに非ざれば兩國間の貿易は事實不可能となりたるに付先づ昭和九年十月二十二日在土武富(敏彦)大使と外務大臣「ネー・ミネメン・ヂオール」との間に日土貿易暫定協定を調印し、之を同十年十一月一日より實施した。同假協定に於ては(1)兩國間相互の貿易を常に均衡せしむる方法により、即ち土國生產品の日本への輸出に對し同額の日本產品の對土輸入權を生ぜしむることを認め、原則として年額約四百萬土耳其磅(一土耳其磅は當時の時價換算二圓八十錢として總額一千百萬圓)に達する迄互に相手國向け商品の輸出を爲し得ること、(2)相互に輸出すべき商品の種類を附屬取極により規定し、是等商品は當該國現行法に従ひ輸入せらるべきこと、(3)協定の有效期限は一ヶ年とし、二ヶ月以前に廢棄通告なき場合は一ヶ年づつ自動的に延長せらるべきことを規定した。其後同年十二月二十七日付を以て右實施に關する取極及附屬公文交換行はれ、前者に於ては自由輸入品十品稅目(百五項)、輸入數量を定めたるもの十稅目を掲記した。又後者に於ては日本商人の手を經て土耳其と求償協定を有せざる諸國、例へば滿洲國等へ輸出せらるべき土耳其產品は之を日本國へ輸出せらるべき土耳其產品と看做すべきことを規定した。尙同協定に於ては斯くの如く一千萬圓の範圍内に於て日本土間に貿易を行ひ得ることを規定せるも、上記土耳其の採用せる求償政策に恰當する爲め本邦側に於て同額の土耳其產品の購入を要するところ、右は至難に屬し後には「タカス」制度廢止せられ土耳其產品の他國への輸出に對する輸入權を利用すること不可能となりたる故に、同假協定所定の貿易額迄達せしむることは事實上不可能となり、寧ろ兩國貿易額は漸減併も先方に有利となる結果となつた。之を改善の上確保する爲め昭和十二年十一月十三日再び武富(敏彦)大使の手により日本土耳其間貿易協定の締結を見るに至りたるも、同協定も亦豫期の如き效果を發揮せざる

以前に第一次歐洲大戰の勃發により日土貿易は破局に陥つた。

第四款 「イラン」との通商交渉

「イラン」は元波斯と稱したりしものを大正十四年三月二十一日に以來カジヤール朝亡び「リザ・ペーラヴィ」將軍の下に現ペーラビ朝創設正式に國名を「イラン」帝國と改めたものである。其の領土、面積は第一次世界大戰前後により大差なく、百六十四萬四千平方糠に上るも、人口は甚だ稀薄にして昭和十三年十二月三十一日見積に於て千五百萬人に過ぎない。右は北部裏海岸を除き土地一般に高原地にして半沙漠地多きが爲めである。從て住民の大部分は農業又は牧畜業に從事し、製造工業は皆無、手工業としては有名なる「ペルシア」絨氈を産するに過ぎない。尤も地下資源は相當に豊富なるが如きも未だ開發せられず只石油は昭和十四年度原油產出量十三十七萬噸にして主要產出國として米國、「ヴェネズエラ」に次ぎ世界第三位を占め昭和十二—十三年に於ける輸出數量六百五十四萬噸其の價額九億八千八百四十萬「リアル」（一「リアル」又は「リラン」は舊米金三仙六一とし其の換算額三千五百六十八萬舊米金弗）の多きに上り、右石油は「ペルシア」總輸出額の三八・六%を占めて居る。之に次ぐところの「イラン」主要產物は絨氈（昭和十二—十三年に於ける輸出額一〇三・四百萬リアル）、乾果（八〇・八百萬リアル（羊毛（五七・三百萬リアル）、護謄（五四・六百萬リアル）、阿片（四八・一百萬リアル）、米（一五・四百萬リアル）等である。從て「イラン」の輸出入總額は昭和十二年度に於て一億四千四百萬舊米金弗（昭和四年は二億六百萬弗、又昭和八年は七千四百萬弗）にして世界總輸出入額中僅に〇・四六%を占むるに過ぎない。尙以上輸出入額の内輸入五千百萬弗、輸出九千三百萬弗にして多額の輸出超過を示して居るが、右英波石油會社製品の輸出によるものである。

上記「イラン」の最主要產物たる石油の坑區は殆ど全部英波石油會社の經營に係るものである。而して「イラン」に於ける石油業の起原は明治三十四年五月英國人「ウイリアム・ダルシイ」（William Darcy）が波斯政府より六年間の採油權を獲得したるに始まり、「ダルシイ」の失敗後緬甸石油會社及其の傍系會社は英國海軍後援の下に波斯に於ける石油採掘に關する一切の權利を「ダルシイ」より譲受け、明治四十二年英波石油會社の設立を見るに至つたものである。更に英國政府は海軍燃料を近東方面に於て確保するの必要上英波石油會社の事業を特に重視し、大正三年八月十日二百二十萬磅を授じ該會社持株の過半を獲得し、同時に其の取締役中に大藏、海軍兩省代表者各一名を參加せしめ爾後之を半官半民の會社として事業の擴張に努めた。同會社現在の公稱資本金は二千六百五十萬磅とし、所有油田は五十萬方哩に達し、「イラン」北部國境及沿岸地方を除き他の一地域に對して獨占權を有して居る。而して同會社は明治四十二年波斯政府との間に締結せられたる利權契約の下に年々同社の純益一割六分を同政府に納むることとなつて居たが、昭和七年十一月二十七日イラン政府は國權回復政策の下に突如として英波石油會社との利權契約の無効を宣言するに至つた。之に對して英國政府は其の不當なるを主張せるも、當時の情勢上武力に訴ふるに由なく終に國際聯盟規約第十五條の下に該紛爭を國際聯盟理事會に訴ふることとなつた。爾後約半歲國際聯盟を中心として種々折衝が重ねられたる結果昭和三年五月一日漸くにして「イラン」政府と英波石油會社との間に妥協成立し新規の利權協定の正式調印を見るに至つた。新協定の要旨は(一)イラン政府は西南「イラン」に於て從來英波石油會社が採掘權を有し居たる油田の約半ばに對する採油權を改めて同會社に附與す。(二)同會社は「イラン」政府に對し採油量一噸に付四志の採油料及同會社純益金の五分の一を納入す。(三)協定有效期間は六十ヶ年とし以後イラン政府は同會社の資產全部を撤收す。と云ふに在りて前契約に比し「イラン」政府に採り甚だ有利なるものである。蓋し前契約に於ては會社に於て自己に都合のよき決算書を調製し、事實「イラン」政府をして其の純益の配當に與らしめざりしに對し、

新契約に於ては採油額と純益兩方面よりする「イラン」政府に對する納稅權を確保したものである。

「イラン」に於ては上記の如く其の土地概ね礎角なる高原地帶にして沙漠、荒原連亘し、裏海沿岸を除き耕地及村落は右沙漠又は荒原間に存在する「オアシス」又は河川の周邊に散見するのみである。從て物產としては石油及絨氈の外一切の農牧產品である。就中絨氈は強韌なる國產羊毛を使用し、傳統的特殊の手工的工夫によるを以て世界に於ける類例なき最上等品を產出する。世界大戰前に於ては一旦土耳其「コンスタンチノーブル」の市場に集められ、土耳其絨氈として世界に名聲を博したるが、大戰後は直接英米佛等世界の各地に輸出せらるゝこととなつた。其の輸出額は昭和四年に於て一億四千八百萬リアル（内米國七千九百萬リアル、英國二千九百萬リアル）なりしが、世界不況期後の昭和六年には一億八千八百萬リアル（内米國六千九百萬リアル、英國三千三百萬リアル）に減少し、昭和十二年に於ても上記の如く一億三百萬「リアル」に過ぎない。

上記の如く「イラン」に於ては近代式の製造工業全然存在せざるが爲め其の輸入品は殆ど全部は土產品なりと云ふて差支ない。其の主要なるものは鐵鋼及其の製品（昭和十二年度に於ける輸入數量十六萬六千噸、價額二億七千三百萬リアル）、綿織物（同上輸入數量一萬三千噸、價額一億八千三百萬リアル）、車輛類（一億八千萬リアル）、機械類（一億六千萬リアル）、砂糖（八千六百萬リアル）、茶（七千萬リアル）、鐵道材料（四千萬リアル）等である。

上記地勢に基く當然の結果として「イラン」の貿易對手國は英「ソ」を主とし之に獨逸、米國、日本等が新たに進出し來り居る。即ち昭和四年度に於て英は總額中の輸入に付三〇・四%（外に印度一五・一%）、輸出に付三五・七%（外に印度八・九%、埃及一一・八%）、ソ聯は輸入に付二八・九%、輸出に付一〇・八%を占め之に次ぎ獨は輸入七・〇%、輸出五・二%、佛は輸入三・四%、輸出六・三%、米は輸入三・一%、輸出四・五%、日本は輸入一・一%、輸出一・二%なりしに對し、昭和十二年度に於ては英は輸入八・二%（外に印度七・六%）、輸出二六・〇%（外

に印度六・四%、埃及六・四%）、ソ聯は輸入三一・五%、輸出九・六%を占め、之に次ぎ獨輸入二五・五%、輸出八・五%、米輸入八・六%、輸出二・一%、日本輸入三・三%、輸出一・一%、伊太利輸入〇・三%、輸出四・一%、佛輸入一・八%、輸出一・三%である。

元來「ペルシア」に於ては地勢上交通機關は専ら駱駝及馬背によるの外なかりしが、其の不充分なことが最も産業發達上の支障となり居るを察し、現王朝出現以來道路の建設及鐵道の布設を以て最大の急務となすに至り、前者に付ては「フオード」型の自動車を通ずるに足る道路が國內各都市を連絡し、殊に後者に付ては裏海沿岸の「バルフエリニス」（Barferusch）より首府「テヘラン」を經て「ハマダン」、「グルマンシヤー」等の重要都市を縱貫して南方ペルシア灣沿岸の「バンデルシアル」に達する延長千四百杆の鐵道建設を企圖し、昭和二年十月十六日起工式を擧げた。而して之が建設は英、伊、丁抹系會社「カムサツクス」に委任したるも、其の材料は政治的色彩比較的僅少なる獨逸より主として輸入、之が建築資金も亦外資によることなく、特に砂糖及茶より生ずる關稅收入を當つることとなつた。蓋し右縱貫鐵道の建設により從來ペルシアと諸外國との交通が英露に依存せる態より解放せられんことを企圖せるものである。從て「イラン」政府は起工以來着々工事を遂行、第二次歐洲大戰前に於ては略々完成に近い状態になつて居た。然るに英國は之に代へ既に完成せる「バグダッド」より「ベネギン」經由「テヘラン」に至る横斷自動車路を以て其の主要交通路とせんことを從意し、又ソ聯は裏海沿岸の「ベラヴィー」港（舊エンゼリ）より「レスト」、「カスヴァキン」經由「テヘラン」に至る自動車路により從來の通り「イラン」を自己の薬籠中のものに置かんと欲するに付、「イラン」縱貫鐵道の完成は出來得る丈け遷延せしむるに努めて居る。第二次歐洲大戰勃發後「イラン」政府は中立的態度を探り、英露勢力範圍外に立たんことを欲したが、英露は獨逸軍の勢力が東進「コーカサス」方面に及ばんとするに至るや「イラン」を其の儘放任し難しとなし終に昭和十六年八月英露兩國軍の「テヘラン」進駐と

なり、續いて英露軍の勢力下に於て「リザ」皇帝の退位、皇太子の即位となつた。

「イラン」國に於ては大正十四年現王朝創設せられたる際より通貨としては金本位を採用し、其の単位を「リアル」とし、又其の百「リアル」を「ペーラヴィ」と稱した。一「ペーラヴィ」は純金九百の金八瓦一三六と定め、一金「リアル」は舊米金弗八仙九三一に相當した。尙歐洲大戰前に於ては貨幣の單位を「クラン」と稱し、銀本位であつたが其の價値は「リアル」に等しきものとした。併し其後昭和七年三月の法律を以て經濟界の狀態が復歸する迄を條件とし正式に兌換を禁止することとした爲め「リアル」の對外價値は四一・三%に下落した。依て政府は對外爲替を安定せしむる爲め昭和十一年三月一日より外貨取引管理令を制定し、本法により對英爲替相場を買一磅に付八一リアル、賣八〇・五「リアル」と公定した。同年に於ける「リアル」の平均相場は平價に比し三九・七%、即ち舊米弗三仙五五に相當す。

昭和四年世界經濟恐慌に際會し「イラン」に於ては昭和四年及五年に亘り致命的入超を呈し（昭和四年に於て英波石油會社の製品を除外するときは輸入額九二〇百萬「クラン」）に對し輸出額四八八百萬「クラン」、昭和五年に於ては同上輸入額八一二百萬「クラン」に對し輸出額四三八百萬「クラン」殊に從來の本位貨幣たりし銀本位「クラン」貨幣が銀價暴落の結果空前の崩落を演じたるに付財政の基礎は動搖するに至つた。依て政府は強力なる爲替統制を實施したりしも其の效なかりしにより更に昭和六年二月二十五日貿易の國家獨占法を制定し、凡そ「イラン」に於て外國產品を購入せんとするものは之と同額の「イラン」產品の輸出を先づ履行することを要すとなし、右原則の下に煩瑣なる輸出入手續を定めた。昭和七年四月十日之を修正し商業獨占法を制定し、上記貿易獨占法による原則を固守する外、政府は輸入制限の爲め國內商業を一切管理することとした。即ち政府は輸入は輸出履行を背景として之を許すの主義を嚴守する外、國內爲替の海外逃避防止に努めた。又同法に關聯し多數の輸入禁止制限品目を定め、「イラン」產

品を輸出したるものと雖も右輸入制限禁止品目の範圍内に於て輸出證明書を入手したる後六ヶ月以内に外國品を輸入し得ることとした。當初右輸出證明書は他に轉賣を許したる爲め事實有價證券同様のものとなりたるが、種々の弊害を生ずるに至りたる爲め昭和十年八月七日の法律を以て輸出證明書の賣買は政府の獨占とし、政府が買取るところの輸出證明證の價格は輸出價額の一割増とし、其の賣却價格は輸入品價額の一割五分増とし、事實輸出業者に對して一割の獎勵金を交付し、輸入者に對しては一割五分に相當する輸入稅の增徵に等しき措置を採つた。更に政府は上記昭和十一年の外貨管理令公布の目的を一層效果的ならしむる爲め輸入業者は外國買付け注文を發する前に政府當局より豫め之が許可を取付くことを要し、又三ヶ月以内に商品の買付けを完了せしむることを要すとした。尙當初「イラン」政府に於ては輸入品の割當は之を國別に定めず、總括的制限を行ふたが、次いで政府が輸出入の獨占を實行せる後は之に當てしむる爲め昭和九年十一月政府管理下に株式會社を組織し、同會社に政府は輸入品の大宗を占むる綿布を輸入するに對し獨占料を徵することとした。其後輸入品に付ては砂糖、燐寸、絹布、自動車及部分品に對し夫々獨占會社設立せられ、同時に輸出品に對しても「アサフエチダ」、米、羊毛、及皮革、棉花、「サフラン」、絨氈、麻、魚、トラガ、カント・ゴム等に對し政府の獨占又は半官半民の貿易會社が設立せられた。

日本と「ペルシア」との間に修好通商條約關係を設定することは既に明治十五年井上外務卿の當時より計畫せられた。其後に於ても和蘭駐在の本邦公使と「ペルシア」公使との間に條約締結に付交渉が行はれたが成功せず、次に大正十三年中伊國駐在落合大使と同國駐在「ペルシア」公使との間に相互的最惠國待遇交換の基礎の下に修好通商條約が殆ど調印せらるゝに至つたが、土地所有權に關する彼我法制上の差異と「ペルシア」政變とにより其の目的を達しなかつた。其後イラン政府に於ては諸外國との一切の通商條約に於て治外法權を附與することを拒否するの方針を嚴守するに至りたるに對し、本邦政府に於ては傳統的條約改正方針の下に諸外國との一切の條約に於て歐米國民と均等

の待遇を保有すべきことを條件とせるにより「イラン」國との新條約締結も殆ど絶望であった。然るに其後イラン政府に於ては英國等に對する治外法權的條約を廢棄し、本邦との間に於ける新條約締結の支障除去せられたるに付昭和三年夏希臘駐在川島（信太郎）公使の「テヘラン」訪問を契機として彼我の條約交渉俄かに好轉し、昭和四年三月三十日「テヘラン」に於て二瓶代理公使と「イラン」外務大臣との間に有效期限を一ヶ年、爾後三ヶ月の豫告を以て廢棄し得べき通商航海に關する最惠國待遇協定調印せられ、同年四月四日より其の效力を發生した。

其後「イラン」への本邦品の輸出は岡本（武三）公使等の盡力により面目を改め三菱、三井其の他本邦重要商社代表者の「テヘラン」常駐となつた。間もなく昭和七年以後の世界不況期となり「イラン」よりの主要輸出品たる絨氈、乾果等は其の性質が嗜好的貨物に屬するが爲め、又棉花等の原料品は世界不況の爲め最も値下りを示したる爲め「イラン」は甚しく輸入超過を示し終に輸出貿易の國營を行ふに至つたが、本邦關係商社に於ては同國に對し其の心要とする綿織物を低廉なる價格を以て供給し之が代金は同國より阿片、棉花、鹽等を購入して決済に努めたるに付兩國の貿易關係は頓に増進し、昭和十二年に於ける本邦よりの輸出額三百六十萬圓（内綿布二百三十萬円、九百碼）なりしそのものが、昭和十四年には千九百三十萬圓（内綿布千七百六十萬圓、八千百萬碼）に激増し、同國の綿布輸入額に於ては本邦が首位を占むるに至り、彼よりの輸入額も亦昭和十二年に於て百六十萬圓なりしものが、昭和十四年には六十萬圓となつた。又同年彼我の間文化協約の締結及日本より「テヘラン」への親善飛行等も行はれ、兩國の關係は急速に親密の度を加へ、更に昭和十四年十月十八日「テヘラン」に於て「イラン」駐在中山（詳一）公使と「ペルシア」外務大臣との間に通商航海條約が調印せられた。同條約は其後に於ける「イラン」の經濟狀態危機發生の爲め其の批准が遅れたるが、昭和十六年五月二十七日批准交換、六月十一日より實施せらることとなつた。尤も其後上記英ソ兩國軍の「テヘラン」進駐後英國政府は「イラン」新政府に對し本邦との外交關係を斷絶すべきことを要求しこそ

の目的を達した。

「イラン」政府に於ては昭和四年五月四日付法律に基き諸外國との間に締結せられたる關稅條約が昭和十一年五月十日期限を満了することとなりしにより之を機會として關稅定率法の改正を斷行し、五月二十二日以後之を實施した。新關稅定率法に於ては舊關稅法の複關稅制を廢し單一從量稅主義と改め稅率を銀「リアル」建とした。尙稅率は餘り高からず稅率表に記載せられる商品に對し從價一割五分を課して居る。

第五款 「イラク」との通商交渉

「イラク」は「ヨーフラチス」「チグリス」兩河流域を占むるところの舊土耳古帝國領「メソポタミア」を包含し、面積三十萬二千平方糠、即ち略々日本に匹敵するも人口は僅に三百七十萬にして日本の一縣程度である。其の領域の大部は沙漠又は高原地帶にして單に兩河の沿岸に於て幾分の耕地を有するのみである。同領域は第一次世界大戰の結果大正十二年「ローザンヌ」に於ける土耳古國との平和條約により日英米佛伊五主要聯合國に割譲せられ、其後五大國間の協定により之をA式委任統治地域とし、英國に對し其の統治を委任したものである。次いで英國は昭和二年十二月十四日「イラク」國との條約により其の國防を負擔すると共に其の希望を容れ五ヶ年後に完全なる獨立國たらしむることを承認し、右條約の下に「イラク」國は昭和七年十月三日始めて國際聯盟に對し其の一員として加入するに至つた。之より先英國は第一次歐洲大戰の際「ヘジャス」（Hedjas）王が土耳古帝國より離反し英軍を援助せるに酬ひんが爲め同王の第三皇子「ハイザル」（Haisal）を立て「イラン」國王となし、立憲君主國を建設した。「ハイザル」王は昭和八年九月崩御せるに付皇太子「ガジ」（Ghazi）は現「イラク」皇帝となつた。尙英國は白國に於て統治を引受けたる「パレスタン」の一部を割き「トランス・デヨルダニア」國を建設し、前記「ヘジャス」王の第二王

子「フセーン」を擁し其の國王とした。蓋し「ヘジャス」國は英國軍側に立ち土耳其に抗戰したる後間もなく「サウデ・アラビア」の國王「イブン・サウド」(Ibn Soud)に「メツカ」「メヂナ」を包含する其の領土を滅されたるにより英國は其の情誼を思ひ上記「イラク」「トランス・デヨルダニア」の兩國の君主に「ヘジャス」王の兩子息を以てしたのである。

「イラク」は領土一般に穠角なるも其の西北部土耳其との國境附近に於て「モスル」(Mosul)、「キルチユーク」(Kirchuk)等の油田を有し、是等油田は大戰後英國の資本により開發せらるゝこととなつた。之に對し米國及佛蘭西は機會均等主義の下に右採油利權に割込みを申出で紛争を重ねたが、結局三國の間に協定成立し「イラク」石油會社持株に對する米佛資本割込となつた。又英國は油田の中心地たる「キルチユーク」より「シリア」沙漠を横切り「ペレスタン」の「ハイハ」港に、同様佛國は「キルチユーク」より「シリア」の「トリボリ」港に各製油輸送管を建設し、英佛兩國海軍は直接地中海に於て「イラク」より石油の供給を受くる途が開けた。

上記地勢の下に「イラク」國に於ける主要輸出品は「イラン」と等しく石油を主とし（昭和十二年に於ける原油輸出額四百二萬九千噸、昭和十三年に於て同上額四百二十八萬八千噸にして内「ハイハ」より以上兩年に於て百九十三萬六千噸及二百七萬九千噸、又「トリボリ」より二百九萬三千噸及二百二十九萬九千噸を輸出した。）、佛蘭西への輸出額は其の大部分を占め、昭和十二年に於て兩港よりの合算輸出額三百十三萬五千噸、昭和十三年に於て三百二十五萬六千噸を計上した。蓋し英國は平時は「イラン」其の他より石油の供給を受け得る途あるが爲め「トリボリ」は勿論「ハイハ」港輸出の石油と雖も大部分は佛蘭西に供給し、自國は昭和十二年に於て「ハイハ」より三十八萬九千噸、「トリボリ」より十一萬五千噸、又昭和十三年に於て「ハイハ」より四十萬噸、「トリボリ」より十六萬千噸の供給を受け居るに過ぎない。

「イラク」に於ける輸出貿易統計に於ては石油の輸出を除外し居るに付昭和十二年に於て貨物の總輸出額五、五千九千「デイナール」（一「デイナール」は公定平價英磅に等しく、舊米弗四弗八六六に相當するも、昭和十二年に於ては舊米弗三弗一七八に相當す）、昭和十三年に於て三、四七二千「デイナール」、之に對し總輸入額昭和十二年に於て九、五六六千「デイナール」、昭和十三年に於て九、三六一千「デイナール」である。石油の輸出價額は計上せられざるもの、昭和九年度「イラク」統計に於ては假に一噸〇・五〇「デイナール」と見做した。石油に次ぐところの「イラク」の重要な輸出品は大麥（昭和十二年に於ける輸出額一、一八一千「デイナール」）、羊毛（同上一、〇一〇千「デイナール」）、ディック（九七四千「デイナール」）、小麥（七三一千「デイナール」）、羊（二四九千「デイナール」）、棉花（二〇七千「デイナール」）があるに過ぎない。之に反し主要輸入品は鐵類（昭和十二年に於ける輸入額一、一四〇千「デイナール」）、及棉織物（一、一六九千「デイナール」）を主とし、之に次ぎ砂糖（四七一千「デイナール」）、絹織物（六一一千「デイナール」）、茶（三五一千「デイナール」）等である。敍上諸物品の輸出先は英國（昭和十二年に於ける輸出額一、五四八千「デイナール」、即ち總額の二七・八%）を主とし、第一位を占め、米國（一、一五〇「デイナール」、即ち總額の二〇・七%）を第二位とし、之に次ぎ日本（四七七千「デイナール」、即ち八・七%）、ペレスタン（三七一千「デイナール」、即ち六・七%）、白耳義（三三七千「デイナール」、即ち六・一%）、佛蘭西（二二二千「デイナール」、四・〇%）、獨逸（一八八千「デイナール」、即ち三・一%）である。之に反し主要輸入品は英國（昭和十二年に於ける輸入額一、八二六千「デイナール」、即ち總輸入額に對し二九・五%）を第一とし、之に次ぎ日本（一、七三七千「デイナール」、一八・三%）、米國（七二七千「デイナール」、七・六%）、獨逸（六三二千「デイナール」、六・六%）、白耳義（五一一千「デイナール」、五・四%）、印度（六五七千「デイナール」、六・九%）である。

上記の如く「イラク」の貿易額は其の統計面に於ては常に多額の輸入超過を示し、昭和十二年に於ては同入超額三、

九九五千「デイナール」、昭和十三年には五、八八九千「デイナール」を示し居るも、右は石油の輸出額を包含せざる爲めなるに付事實、「イラク」は寧ろ輸出超過の地位に立つて居る。從て「イラク」に於ける通貨は大體に於て安定を示して居る。即ち同國に於ては第一歐洲大戰中印度軍の進駐を見たる爲め留比紙幣を以て事實本位貨としたが、「イラク」獨立後昭和六年四月新たに貨幣法を制定し翌年四月一日より之を實施した。右によるに其の貨幣単位は所謂「イラク」「デイナール」で、英貨一磅と等價値を有するものとした。「デイナール」は英貨に「リンク」して居る爲め同年九月英金本位離脱後に追従し其の對外價値を引下げ、英磅同様昭和十二年には平價の六〇・〇%、昭和十三年には同五九・三%、又昭和十四年には同五三・八%を示して居る。

「イラク」は「モスール」油田開發の成功等の爲め昭和七年獨立以來世界不況期より受くるところの影響は比較的輕微にして、幾多諸外國の如く外國爲替の統制、輸入制限、極端なる求償主義等を採用するの必要に迫られなかつた。從て同國の關稅率も亦昭和八年以降新關稅法制定以來殆ど改正を見なかつた。從て世界不況期に於ける本邦の「イラク」に對する輸出増進は最も目覺ましく、殊に本邦は同國への綿布輸入に付殆ど獨占的地位を有するに至つた。蓋し「イラク」は世界大戰後A式委任統治地域として本邦產貨物、國民、船舶等に對して何等の差別的待遇を行はず、又「イラク」國は聯盟加入の際其の條件として聯盟各國に對し昭和九年以降十ヶ年間最惠國待遇を保障することとなつた。殊に其の裁判所構成法に於て歐米人と亞細亞人ととの間に差別を設け居り、前者に對しては特別裁判所を設置したりしに對し帝國政府よりの注意により右特別裁判所に於ては一般歐米人の外聯盟の常任理事國に屬する國民をも管轄すべきものとし、事實本邦人に對する裁判權に付ても一般歐米國民と均等の待遇を行ふこととなつた。然るに昭和十一年三月二十七日日本が國際聯盟より脫退すると共に本邦產品は「イラク」國に於て最惠國待遇の權利を享有し得ざるに至つた。之に對し帝國政府としては帝國は國際聯盟の一員たらざるに至るも、上記「ローランヌ」條約に於て主要

聯盟國の一として「イラク」の前身たる「メソポタミア」の割譲を土耳其より受けたるものなるを以て右特殊地位に鑑み「イラク」國は本邦の聯盟脫退後に於ても本邦產貨物、國民、船舶等に對し他の聯盟國同様最惠國待遇の保障を附與すべきものと主張した。右主張に對し英國の牽制もあり「イラク」國に於ては容易に同意せざりしが故に、日本政府に於ては昭和十年三月二十五日外交代表者を「イラク」の首都「バグダッド」に特派して種々直接交渉を行はしめ、又「イラク」國に對し其の獨立國たる體面を尊重する爲め昭和十四年初代公使として隈部種樹を任命して更に交渉を重ねしむる等の措置を講じた。其の結果「イラク」國政府に於ては稍々其の態度を緩和することとなつた。即ち同國政府は昭和十年八月關稅法に修正を加へ、同國一般利益の必要に應ずる爲めには一國又は數國よりの輸入に制限を加ふることを得べきを規定し、此の規定の下に同國政府は昭和十一年五月二十七日勅令を以て左記の日本產品は石油及石油製品以外の「イラク」產品を昭和十二年三月三十一日迄本邦品の輸入價額の一割五分、又昭和十三年三月三十日迄の一ヶ年間は其の二割五分の割合にて日本に向け輸出したることを證明しなければ之が輸入許可を與へざるべきことを規定するに至つた。而して右條件附許可品としては綿絲、綿織物、絹織物、人絹絲、人絹織物等重要物品が掲上せられた。茲に於て本邦政府に於ては日本綿絲布歐亞近東輸出組合並に日本人絹絲布輸出組合聯合會をして昭和十一年十二月一日以後同國向け輸出品に對しては特別統制手數料を徵收し、右統制手數料額を求償資金に當て「イラク」より出來得る丈け多量の物品を購入することに努むることとなつた。其の結果爾後同國より本邦へ棉花、鹽、羊毛等が所定の條件を充す迄輸入せらるゝこととなつた。依て本邦統計に於て「イラク」への輸出額は昭和十一年に於て千九百一萬九千圓なりしものが、昭和十二年には二千三百六十四萬四千圓（内綿布の輸出價額千百萬圓、數量四千八百萬碼）に增加し、昭和十三年に於ては千七百八萬二千圓に幾分減少せしも、昭和十四年には再び二千四百三十四萬四千圓（同上額千六百萬圓、數量九千二百萬碼）に回復した。之に對し「イラク」よりの輸入額は昭和十一年二

百八十八萬二千圓なりしものが、昭和十二年には九百一萬八千圓に激増し、其後昭和十三年には六百十一萬四千圓、昭和十四年には三百六十九萬圓に漸減した。

第六款 埃及との條約改正交渉

埃及は第一次歐洲大戰中英國軍の占領下に在つたが、大正三年十二月十八日土耳其が獨逸國側に參戰せる機を利用し英國は埃及に於ける土耳其の宗主權を否認し之を保護國となし、次いで大戰終了後大正十一年二月埃及との條約により「ヌエズ」地帶に於ける駐兵權を保有する條件の下に其の獨立を承認した。依て埃及は翌大正十二年新憲法を發布し立憲君主制を樹立するに至つた。爾來埃及に於ては右新憲法制定後大正十一年の英埃條約は賛成派と反對派とに分れ、前者に屬するものは大衆黨(Popular Party)、及統一黨(Unionist)等、後者に屬するものは「ワフド」黨(Wafd Party)、「サード・ワフド」黨(Saudi Wafid Party)、及自由立憲黨(Liberal Constitutional Party)であつ、

常に兩者の間に鬭争を重ねて居る。埃及に於ては、その獨立後と雖軍事的のみならず、經濟的にも英國の勢力は依然として抜くべからざるものがある。即ち英國は昭和十二年埃及の輸入貿易總額三千八百三萬八千埃及磅の中百二十九萬二千埃及磅(總額に對し三〇・九%に相當す)の多きを占めて居る。同年に於て英國に次ぐ埃及の主要貿易對手國は輸入に付ては獨逸四百十九萬八千埃及磅(同上一・一・〇%)、伊太利三百二十八萬三千埃及磅(同上八・六%)、米國二百十四萬三千埃及磅(同上五・六%)、白耳義二百二十八萬九千埃及磅(同上六・〇%)、佛蘭西百七十萬千埃及磅(同上四・五%)、ルーマニア百五十六萬五千埃及磅(同上四・一%)、日本百五十三萬九千埃及磅(同上四・〇%)であり、輸出に付て英國に次ぐものは佛蘭西四百三十萬千埃及磅(埃及總輸出額に對する割合一〇・六%)、獨逸三百三十五萬一千埃及磅(同上八・三%)、米國二百六十三萬埃及磅(同上六・五%)、日本二百四十七萬千埃及磅(同上六・一%)、伊太利二百四十五萬千埃及磅(同上六・一%)、ルーマニア百一十六萬九千埃及磅(同上三・一%)等であつた。尤も英國の有する貿易上の地位は第一次歐洲大戰後相當程度下降せることは大戰前於て英國は輸入に付總額に對し三〇・五%、又輸出に付四二・六%を示したるにより窺ふべく、獨逸の占むる比率は大戰前輸入に付五・八%、輸出に付一一・七%、佛蘭西は輸入九・一%、輸出八・九%であつた。即ち兩國よりの輸入比率は半減したが、兩國の輸出比率は増加した。此の間に日本は大戰前其の輸入に付〇・三%、輸出に付一・二%に過ぎざりしものが、斷然頭角を現し、米國は大戰前其の輸入は一・九%、輸出は七・七%なりしものが、上記の如く前者は其の數倍に増加せるも、後者は米國に於ける外國棉花の輸入制限政策の爲め却て其の割合を減少するに至つた。尙埃及に於ける通貨は一九一六年(大正五年)一月の法律により一〇〇「ピアストル」の埃及磅を基準とし、右埃及磅は純分八七五の金八・五〇瓦であつたから之を英磅に換算すれば一磅六片五分の一、即ち千英磅は九百七十五埃及磅に相當した。其後今日に至る迄埃及磅は右換算割合を以て英磅に「リンク」して居る。

次に埃及に於ける重要貿易品如何を見るに重要輸出品は殆ど全部農產物にして昭和十二年輸出總額三千八百四十萬埃及磅の中棉花二千九百四十五萬埃及磅、即ち總輸出額の七割六分七厘に相當し、其の他の輸出重要品は棉實百八十八萬埃及磅(同上比率四・七%)、小麥百七十九萬埃及磅(同上四・七%)、煙草百十五萬埃及磅(同上三・〇%)があるに過ぎない。之に反して重要輸入品は工業製品にして同年に於ける總輸入額三千七百九十七萬埃及磅の中織物類六百四十一萬埃及磅(總輸入額中占むる比率一六・八%)、肥料三百三十九萬埃及磅(同上八・九%)、機械類二百三十五萬埃及磅(同上六・四%)、鐵鋼類二百二十一萬埃及磅(同上五・九%)、車輛類百八十二萬埃及磅(同上四・八%)、鐵製品百二十五萬英磅(同上三・三%)等である。而して品別埃及貿易に於て注意すべきことは其の主要輸出品たる棉

花の價格は昭和四年世界恐慌崩落し、容易に回復せざりしに對し、主要輸入品たる綿織物及其他の工業產品は既に昭和四年以後に於ける下落率僅少なりしのみならず、昭和八年以後に於ける平均價格の回復顯著なりし點である。即ち一般的世界經濟情勢として昭和四年後に於ける世界恐慌の影響は農產物に付て一層甚しく、其の價格の下落率は一般工業生産に比し多大なりしのみならず、之が回復も甚だ遲緩なりしを物語るものである。之れ工業製品の生産額及其の價格は對内的又は國際的聯合の組織により之を管理すること比較的容易なりしも、農產品殊に棉花に付ては國際的生産制限協定等が行はれず、單に各國別々に在荷產品の貯藏及各種の生産制限方法を採用したるに止るが爲めである。之れが反面には世界不況後埃及等の農產國が擧つて幼稚產業の保護を試むるに至りたる所以を説明するものである。今棉花とその製品たる綿布との價格差が如何に所謂鉄狀的開きを生じたるかを見るに左表の如く埃及棉花の昭和八年に於ける價格は金貨計算によれば昭和四年の價格を一〇〇としたるものに對し三四・三に崩落したるが、昭和十二年に至りても尙三六・二を示すに過ぎない。之に反し綿織物の價格は昭和四年を一〇〇としたものが、昭和八年には四〇・七に下落したるに止り、又昭和十二年に於ては四八・八に回復した。

第百三表 埃及棉花及綿織物輸出入金價格比較表

備考

- 一 本表は米國商務省統計より作成す。
- 二 埃及貨の相場は一英磅に付九七七埃及磅の相場を以て「リンク」し居るものとす。
- 三 一九三七年價格割合欄括弧内は米舊金弗に依るものとす。

年次	棉			花			綿			織物		
	數量 (百萬對度)	價格 (米百萬弗)	價格割合	數量 (百萬對度)	價格 (米百萬弗)	價格割合	數量 (百萬對度)	價格 (米百萬弗)	價格割合	數量 (百萬對度)	價格 (米百萬弗)	價格割合
一九三三年	七七七・九	七二・九	三四・三	五九・四	一二〇	四〇・七	四・三四三九	八二・五	五・〇六九二	四八・八	一〇〇・〇	一〇〇・〇
一九三七年	八八一・六	一四七・〇	(三六・一)	六一・一	四八・三	一九・四	六六・五	三三・〇	一〇〇・〇	四九八・一	二〇六・四	二〇六・四

埃及は土耳其に於けると等しく治外法權制度の下に久しく領事裁判権を條約國の外國領事官に許したが、一八七年（明治九年）列國との條約を以て國際混合裁判所を設定し、治外法權國民間に生ずる一切の訴訟及埃及に於ける土地に關する事件の管轄を之に委任した。然るに一九三七年（昭和十二年）五月八日「モントルー」に於て埃及と米、白、英、丁、西、佛、希、伊、諾、蘭、葡及瑞典の十二條約國との間に治外法權撤廢に關する協定が調印せられた。同協定は同年四月十二日より開催せられた國際會議の結果によるものにして、同會議には前記條約國の外埠、匈、瑞西、チエック、ルーマニア、ユーゴー、ソ聯等の代表者も參加し出來上りたる協定は（一）治外法權撤廢に關する條約、（二）附屬裁判所構成法、（三）議定書、（四）埃及政府宣言、（五）交換公文、の五つより成り居り、一九三七年十月十五日より發效することとなつて居る。尤も同日より一九四九年十月十四日迄を過渡的期間となし、右期間中は現在の國際混合裁判所を存置し、外國判事の數を次第に減少することとなつて居る。

關稅に付ては一八八四年（明治十七年）三月埃及と希臘との間に締結せられたる通商條約により片務的束縛を受け煙草及酒精飲料を除く外の一切の輸入貨物に對し一率に從價八分の輸入稅を課し、又輸出通過の貨物に對して一般に從價一分の稅を課し、又煙草に付ては特別協定從量稅を規定した。而して右希臘との條約と同一內容を有する通商條約は其後佛、白、伊等の諸國との間に締結せられたるも、是等通商條約は治外法權附與に關する上記米國以下の諸條約と異り、有效期限の規定を存し、其の最後のものは伊太利との條約なりしも、是亦一九三〇年二月を以て満期となつた。依て獨立後埃及政府は右滿期限に達するや直ちに伊太利政府に對し通商條約の廢棄を通告し、且つ當時他の諸國との間に締結せられて居た暫定取極に對しても廢棄を通告し、他方協定稅率施行後に於て實施すべき國定稅率を

制定するの目的を以て英吉利、伊太利、加奈陀の三國より傭請せる専門委員より成る委員會を設け、新國定關稅定率法は一九三〇年二月十六日公布、翌十七日より實施せられた。右新關稅定率法に於ては從來の一率從價八分の主義を廢止し、各種輸入品に付其の部類に從ひ適宜の稅率を定め、國內産業就中其の原料が國內に豊富なる綿織物を保護する趣旨を以て新稅率を定めた。殊に注意すべきは埃及との間に關稅に關し協定を有せざる外國よりの輸入品に對しては關稅協定を有する國よりの輸入品に對する輸入稅の倍額を課することとした。即ち無條約國產貨物に對しては條約國產貨物に對する關稅の倍額に相當する一般稅率を課すべき趣旨の複關稅制を採用したものである。更に埃及新關稅法に於ては報復關稅に關する規定を設けた。新關稅法制定後も埃及政府は國產保護の目的を以て數次の關稅を引上げた。更に昭和十年九月十四日公布の法律により英國側の慾望に基き英國產品と競爭的地位に在る本邦產綿布に對し打撃を與へる目的を以て爲替補償稅を新設することになった。即ち當時埃及市場に於て本邦產綿布が低爲替を利用し殆ど英國產品を打倒するに至りたるに鑑み英國側に於ては埃及棉花に對する最大の得意先なるを利用して、埃及市場に於ける英國產綿布の販路を防護せんことを試みたるものであつて、當時英國に派遣せられたる埃及經濟使節の報告書中には埃及に於ても爲替低落國よりの輸入品に對し爲替補償稅を設定するの必要ありとの勧告ありたるに基きたるものである。

既に述べたるが如く日本は戰後條約改正方針の要綱として世界の各方面に於て本邦國民、貨物、船舶に對し如何なる諸國の夫れよりも不利なる待遇を受くべからざること、即ち歐米諸國と均等の待遇を受くべきことを固持した。然るに埃及に於ては新興國の一として本邦との間に歐米諸國同様の治外法權を包含するところの新條約を締結することを拒否し、之が爲め昭和五年埃及獨立後に於ても容易に彼我の間に條約關係を設定することを得なかつた。然るに

上記の如く埃及政府は昭和五年新關稅定率法を制定し、本邦等の如き無條約國產貨物に對し倍額の輸入稅を課することとなりしに付最早本邦は埃及との條約締結に關じ從來の如き強固なる態度を維持することの不利なるを認め、本邦國民に對する歐米人との均等待遇に對する要求を他日に譲り取敢ず通商航海に關する事項のみに付相互に最惠國待遇を保障するところの暫定取極を締結することの方針に變更した。即ち右目的を有する通商暫定取極は昭和五年三月十九日付を以て在「アレキサンドリア」横山（正幸）總領事と埃及外務大臣との間に調印せられたが、右取極は直ちに效力を發生し、何時にも三ヶ月の豫告期間を以て廢棄し得べきものとした。而して其後に於ても本邦は埃及棉花等の買付けに努め、又強制低廉なる本邦產綿布等は埃及の一般需要に適應せる爲め日埃及間の貿易額は年々増進するにつつたが、上記の通り昭和十年埃及政府は英國差遣經濟使節團の報告に基き本邦主要產物に對し從價四割の爲替附加補償稅を課すことと決定し右目的の爲め同國政府は本邦政府に對し昭和十年七月十八日付を以て日埃及貿易を調節し且つ同國產業防護の必要ありとの理由を以て昭和五年締結の日埃及商暫定取極を廢棄すべきこと並に日本との間に友好關係の維持は其の欲するところなるが爲め、國產保護を寄せざる範圍に於て新協定を締結した旨を通告して來た。

依て本邦政府は新協定締結交渉の爲め特に「テヘラン」駐在笠間（景雄）公使を帝國代表として任命し「カイロ」に出張せしめ、横山總領事と協力新たに交渉を開始せしめた。埃及政府に於ては右交渉を俟たず、上記の通り九月十四日付の法律を以て本邦綿布及人絹布に對し爲替補償稅を賦課するの措置に出でた。而して同法律第一條に於ては埃及貨幣に比し爲替價值が下落し居る國よりの產物を輸入する場合には右下落により利益を得居る限度迄附加稅を課し得と定め、第二條に於ては第一條に規定する爲替補償稅は日本よりの輸入綿布、綿製品、人絹及其の製品七種に對し課すべきこと、又右附加稅は一般關稅の上に從價四割を課すべきことを定めた。本邦政府に於ては之を甚だ遺憾としたるも、右本邦產品に對する爲替補償稅の程度は從價四割に止り依然英國產品との間に競争の餘力ありたるを以て新協定

定に於ては之を承認するも差支なしとの方針の下に不取敢日埃及暫定取極の存續を可と認め、新協定交渉中は昭和十年十月十七日限り失效すべき暫定取極に對して效力の延長を要求した。之に對し埃及政府に於ては差し當り一ヶ月間宛延期することを承認し、次いで同年十二月七日の公文を以て當分の内無期限に之を延長することを承諾すべき旨を通告して來た。依て一時中絶の形式となり居りし日埃及交渉は昭和十一年一月下旬より再び笠間、横山兩代表により「カイロ」に於て開始せらるゝこととなりしが、爲替補償稅撤廢、綿布關稅の引上げ、日本綿布の埃及への輸入割當問題等に關する彼我の主張は屢々交渉を重ねるも其の間の懸隔甚しく容易に一致を見ず埃及は本邦に對し法外の埃及産棉花の購入を要求し、結局交渉は失敗に終り先方に於て政變により交渉の不可能となりたるを機會に昭和十一年六月上旬一先づ我代表は「カイロ」より引揚げ爾後交渉は中絶となつた。要するに昭和四年世界不況後に於ける日埃及貿易は英國の採つた態度により當時豫期せられたる如く發展せず、昭和四年日本より埃及への輸出額三千百萬圓のものが漸進昭和八年の世界不況期には五千六百萬圓に激増せるも、其後は右英國の態度により漸減昭和十二年には三千三百萬圓となつた。之に反し埃及より本邦への輸入は本邦に於て互惠求償主義の下に埃及棉花購入に努めし爲め昭和四年に於ける輸入額二千五百八十萬圓のものが、昭和八年には二千六百五十萬圓に、昭和十二年には七千四百萬圓に増進した。即ち茲にも太平洋戰爭開始前本邦が英米の採用せる「ブロック」的貿易政策の爲め第況に向ひつゝあるかの適例を示して居るのである。

卷末第一表 拉丁亞米利加諸國貿易額推移表

備考

- 一 本表は國際聯盟統計より作成し、第一欄輸出入總額、第二欄は其の世界總額に對する比率、第三欄は輸出入差額とす・単位は舊米金弗百萬弗とす。
- 二 一九一三年中米諸國中には「グアテマラ」「ドミニカ」「サルバドル」「ハイチ」「コスタリ

		墨 西 哥		中 米 諸 他 國		アルゼンチン		ブルジル リ		コロ ンビ ア ペ ル	
		一九一三年	一九二九年	一九三三年	一九三七年	一九三九年	一九四一年	一九四六年	一九四九年	一九五一年	一九五四年
カ」「ホンデュラス」「ニカラグア」及「バナマ」のみを包含す。		(出超) 〇.〇%	(出超) 〇.〇%	(出超) 〇.〇%	(出超) 〇.〇%	(出超) 〇.〇%	(出超) 〇.〇%	(出超) 〇.〇%	(出超) 〇.〇%	(出超) 〇.〇%	(出超) 〇.〇%
三 一九一三年南米諸國中には「ギアナ」「スリラン」「ウルグアイ」「ボリビア」「ブラックアイ」及「エクアドル」のみを包含す。		(出超) 〇.〇%	(出超) 〇.〇%	(出超) 〇.〇%	(出超) 〇.〇%	(出超) 〇.〇%	(出超) 〇.〇%	(出超) 〇.〇%	(出超) 〇.〇%	(出超) 〇.〇%	(出超) 〇.〇%
一九一三年		四六八 億美金	四六八 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金
二九二九年		〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%
一九三三年		一〇〇 億美金	一〇〇 億美金	一〇〇 億美金	一〇〇 億美金	一〇〇 億美金	一〇〇 億美金	一〇〇 億美金	一〇〇 億美金	一〇〇 億美金	一〇〇 億美金
一九三七年		〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%
一九三九年		一四六 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金
一九四一年		〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%
一九四六年		一四六 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金
一九四九年		〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%
一九五一年		一四六 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金	一四六 億美金
一九五四年		〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%

ヴエネズエラ	(出超) ○三三%○	三三%○	(出超) ○三三%○	三三%○	(出超) ○三三%○	三三%○	(出超) ○三三%○	三三%○
南米の諸他國	(出超) ○三三%○	三三%○	(出超) ○三三%○	三三%○	(出超) ○三三%○	三三%○	(出超) ○三三%○	三三%○
其 他 國	(出超) ○三三%○	三三%○	(出超) ○三三%○	三三%○	(出超) ○三三%○	三三%○	(出超) ○三三%○	三三%○
通 計	(出超) ○三三%○	三三%○	(出超) ○三三%○	三三%○	(出超) ○三三%○	三三%○	(出超) ○三三%○	三三%○
大正二年	昭和四年	昭和八年	昭和一二年	昭和一四年	昭和一七年	昭和二二年	昭和二六年	昭和二九年

卷末第二表 日本拉丁亞米利加諸國間貿易推移表

備考 國名下第一欄は本邦よりの輸出額、第二欄は本邦への輸入額、第三欄は本邦よりの綿布輸出額、其の左側括弧内は其の數量とす。(通計欄左側括弧内は本邦總額に対する比率とす)本邦貿易統計により金額単位は百萬圓、數量單位自萬碼とす。

アルゼンチン	一・四	一・四	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
中 米 の 諸 他 國	一・四	一・四	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三
アラグア	一・四	一・四	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三
メキシコ	一・四	一・四	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三
西哥	一・四	一・四	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三
大正二年	昭和四年	昭和八年	昭和一二年	昭和一四年	昭和一七年	昭和二二年	昭和二六年	昭和二九年

ペル	一	二〇八一	二〇八一	二〇七四	二〇七四	二〇一六	一八三四	一七八八
コロンビア	リ	一	一	一	一	一	一	一
ブルジル	チ	一	一	一	一	一	一	一
アルゼンチン	アラグア	メキシコ	西哥	大正二年	昭和四年	昭和八年	昭和一二年	昭和二二年
其 他 國	中 米 の 諸 他 國	アラグア	メキシコ	西哥	大正二年	昭和四年	昭和八年	昭和一二年
南 米 の 諸 他 國	ペル	コロンビア	ブルジル	チ	リ	一	一	一
計	(○・三二%○二)	(○・四二%八二)	(○・三八%四二)	(○・三八%四二)	(○・三八%四二)	(○・三八%四二)	(○・三八%四二)	(○・三八%四二)